

docoですcar 利用規約

第1章 総則

(規約の適用)

- 第1条 1.doco です car サービス (以下「本サービス」といいます) についてのお客様とドコモ・システムズ株式会社 (以下「システムズ」といいます) の合意内容はこの規約によります。
2. システムズはこの規約をお客様の承諾を得ることなく、変更することがあります。この場合は、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。システムズは変更後の規約を、変更後速やかにお客様へ貸与または販売する所在確認用の端末、またはお客様が自ら準備し、システムズのサービスへの申込登録を行った所在確認用の端末を指します。
- (用語の定義)

第2条 この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 位置情報端末とは、システムズが本サービスの為、お客様へ貸与または販売する所在確認用の端末、またはお客様が自ら準備し、システムズのサービスへの申込登録を行った所在確認用の端末を指します。
- (2) 位置情報とは、位置情報端末のおおよその所在場所の情報を指します。
- (3) 位置情報確認者とは、位置情報対象の位置情報の確認行為を行う方を指します。
- (4) 位置情報対象者とは、位置情報端末の携行者を指します。

第2章 サービス内容

(本サービスの内容)

- 第3条 1. システムズでは、お客様が申込時に指定されたサービスを提供します。個々のサービスにおける仕様の詳細については、システムズが提供する製品ホームページ (<http://www.docomo-sys.co.jp/products/doco-car/>) 内の「サービスメニュー」から確認できる各サービスのページ内の「サービス仕様」に記載するものとします。
2. 本サービスの提供にあたっては、次の情報 (以下「利用データ」といいます) が定期的またはお客様が位置情報端末等を操作する都度、システムズのサーバへ送信され、蓄積されます。
- (1) お客様が本サービスを通じて操作した各種機能の操作履歴等
- (2) 位置情報
3. システムズは、前項に基づき、お客様よりシステムズのサーバへ通知された利用データを利用して本サービスを提供します。

(本サービスの提供)

- 第4条 1. システムズでは、本サービスを提供するために用意した、doco です car システムを利用して、日本国内において、本サービスを提供します。ただし、システムズが利用している第一種通信事業者の提供するネットワークサービスの利用圏外および、電波が受信できない場所でのサービスの提供は行なえません。また、GPS の電波受信状態により提供する位置情報の精度が悪くなったり、また位置情報を提供できない場合があります。
2. システムズでは、本サービスを提供するために、他社が提供しているサービスを利用することがあります。その内容および、利用上の注意事項等については、第3条第1項に定める「サービスメニュー」から確認できる各サービスのページ内の「サービス仕様」に記載するものとします。

第3章 契約

(契約の単位)

第5条 システムズでは、お客様毎に利用契約を締結し、本サービスを提供します。

(契約申込の方法)

- 第6条 1. 本サービスの申込みを行なう時は、システムズ所定の契約申込書を提出していただきます。
2. 本サービスの申込みには、お客様が責任を持って、位置情報確認者および位置情報対象者双方の同意を得るものといたします。
3. 前2項においてシステムズが受領した契約申込書などの書類は、理由のいかんを問わずお客様へ返還いたしません。

(契約申込の承諾)

- 第7条 1. システムズでは、本サービスの申込みがあったときは、必要な審査・手続きを経た後に申込みを受け、申込承諾日を記載した文書によりお客様に通知します。
2. システムズでは、お客様が以下の項目に該当する場合は、その申込みを承諾いたしません。
- (1) 位置情報対象者の同意が得られていないことが判明した場合。
- (2) 会社名・団体名欄に記載された会社・団体または位置情報提供者が実在しない場合。
- (3) 契約の申込み内容に虚偽または重大な記入漏れが判明した場合。
- (4) お客様の指定した金融機関等の利用の差止めが行なわれている事が判明した場合。
- (5) お客様が会社その他団体ではない場合。
- (6) その他、システムズの業務上支障がある場合。

(契約期間)

第8条 1. 本サービスの契約開始日はシステムズが納品物・書類一式を納品した日とし、課金はその翌月1日から開始するものとします。契約期間は課金開始日よりお客様が申し込まれた期間満了日までとします。

2. お客様から期間満了の1ヶ月前までにシステムズに対し本サービス利用終了(解約)の申し出がないときは、利用契約に特段の定めがない限り、契約は自動更新されるものとし、その後も同様とします。自動更新後の契約期間は、別に定める料金表に記載するものとします。

(権利義務の譲渡)

- 第9条 1. お客様は、システムズの事前の同意なしでは本サービスの契約に関する権利・義務を第三者に譲渡できません。
2. システムズは、お客様に事前に通知したうえで、システムズの関連会社又は事業譲渡、合併その他の組織再編の当事会社に対し、本サービスの契約に関する権利・義務を譲渡することができるものとし、お客様は当該譲渡に同意するものとします。

(お客様の名称等の変更)

第10条 お客様の名称、住所等に変更が生じた場合は、書面にて速やかにシステムズに届け出るものとします。

(お客様が行なう契約の解約・解約金)

第11条 お客様は、利用契約を解約しようとするときは、解約手続きが必要となります。また、契約期間中に解約を行う場合は、解約金が発生いたします。解約手続き及び解約金の内容については、別に定める doco です car サービス料金規定(以下「料金規定」といいます)によるものとします。

(システムズが行なう契約の解約)

- 第12条 1. システムズは、お客様が次のいずれかに該当するときは、あらかじめお客様への通知をすることなく即時に利用契約を解約することができます。
- (1) 位置情報対象者以外に利用されているときまたは利用されるおそれがあるとシステムズが判断したとき。
- (2) 位置情報確認行為が不正に行なわれている時または行なわれるおそれがあるとシステムズが判断したとき。
- (3) 位置情報対象者から同意を得ていない事が判明したとき。その他第7条第2項各号の規定のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) その他お客様が本規約に定める条項に違反したとき。
2. システムズは、第14条(本サービス提供の一時停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合で、相当な期間その原因が解消されない場合は、利用契約をお客様へ通知することなく即時に解約することがあります。
3. システムズは、第14条(本サービス提供の一時停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合で、その原因がシステムズの業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる時は、利用契約をお客様へ通知することなく即時に解約することがあります。
4. 本条により、システムズが利用契約を解約したときには、お客様はシステムズが被った損害をシステムズに支払うものとします。

第4章 サービス提供の中止及び提供停止等

(本サービス提供の中止)

- 第13条 1. システムズは、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
- (1) システムズの設備の保守または工事のためやむを得ないとき。
- (2) システムズが設置する設備の故障などやむを得ないとき。
- (3) 第一種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止することにより、システムズが本サービスの提供を行なうことが困難となったとき。
2. システムズは、本サービスの提供を中止するときは、お客様に対し事前にその旨、理由および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(本サービス提供の一時停止)

- 第14条 1. お客様の原因 (利用料金その他利用契約における金銭債務のお支払がない場合、またその他の本規約に定める規定に違反した場合を含みます) ならびにお客様側およびシステムズ側の原因によらないで本サービスを提供することができなくなったとき (第一種電気通信事業者の電気通信設備の保守、もしくは天災その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、その他のやむを得ない場合を含みます) は、その状態のやむまでの間、本サービスの提供を停止します。この場合、システムズは本サービスの提供についての義務を一切まげられるものとします。
2. お客様の原因による本サービス提供停止期間については、お客様は所定の利用料金を支払うものとします。お客様側およびシステムズ側の原因によらない本サービス提供停止期間については、当初の14日間を除き、お客様は利用料金の2分の1を支払うものとします。当初の14日間は所定の利用料金を支払うものとします。
3. システムズは、本サービスの提供を停止するときは、お客様に対し事前にその旨、理由および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第5章 料 金

(料金等)

第15条 お客様は、本サービスのご利用にあたって、別に定める料金表及び料金規定に従って、利用料金を支払う義務を負います。

第6章 故障等

(故障等)

第16条 1. お客様は、位置情報端末等に異常が発生した場合は、システムズに点検を要請していただきます。
2. 前項の要請に際して、システムズは速やかに点検を行い、必要に応じて修理または交換を行います。その費用は、その原因がお客様側にある場合は、別に定める料金表及び料金規定に従って、お客様にご負担いただけます。
3. システムズは、お客様からの要請により係員を現地に派遣した場合は、その故障原因を問わず、別に定める派遣費用をご負担いただけます。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

第17条 1. システムズはシステムズの責に帰すべき事由によりお客様に損害が生じたことが明らかでない場合(但しシステムズが利用している第一種電気通信事業者の電気通信設備または他の電気通信事業者の電気通信設備に起因する損害は該当しないものとします)に限り、月額利用料を限度としてお客様に賠償します。ただし、システムズはお客様の故意または重過失により発生したまたは拡大した損害については責任を負いません。
2. 前項の責任限度額はシステムズに故意または重過失があったときは適用されません。

(責任の対象外)

第18条 システムズは、次の定める事項については、一切の損害賠償の責を負いません。
(1) 第3条(本サービスの内容)は、利用契約に基づきシステムズが提供する本サービスの内容のすべてを規定したものであり、システムズがお客様側の要求により実施した特別のまたは追加業務提供行為がその他本サービスの内容を超えた業務提供行為により損害が発生したとき。
(2) 第三者がログイン名等を不正に使用する等の方法により損害が発生したとき。
(3) 位置情報端末が電波の届かないところにあたり、電源断の状態にあったとき(バッテリー切れを含みます)および故障等の理由で位置情報の確認ができなかったことにより、損害が発生したとき。
(4) 天災地変などシステムズの責に帰し得ない事由により本サービスの全部又は一部の履行が出来ない場合に損害が発生したとき。
(5) お客様に、第13条、第14条に定める事由により損害が発生したとき。
(6) 位置情報が、GPSの電波受信状態等により精度が悪く、それにより損害が発生したとき。

第8章 雑 則

(本サービスの廃止)

第19条 システムズは、やむを得ない事由が発生したときは、利用契約を終了させ、または本サービスを廃止することがあります。この場合は、あらかじめお客様へ通知します。

(利用に係わるお客様の義務)

第20条 お客様には以下の項目を遵守していただきます。
(1) 本サービスの管理、使用について一切の責任を持ち、第三者に開示しないこと。但し、次の要件を満たす場合は、第三者への開示を承諾するものとする。
(ア) 第三者への開示方法・内容をシステムズへ届出後、その方法・内容をシステムズが承諾した場合。
(イ) お客様と第三者の間に生じた賠償等の諸問題(本規約第18条に規定する事項を含む)についてはシステムズは責任を一切負わないものとする。
(2) システムズが貸与する位置情報端末等を取扱説明書に基づいて、利用・保管し、またその正常動作を確保すること。
(3) 本サービスの契約期間中、システムズが本サービスに必要と判断してお客様に求める資料(公的証明書等)を提出すること。

(位置情報端末等の返還)

第21条 お客様は、位置情報端末等を貸与により本サービスを利用している場合は、利用契約が終了したときは、位置情報端末等を速やかに返還するものとします。お客様から位置情報端末等の返還がなされないときは、システムズはお客様に所定の金員を請求することができるものとします。

(禁止事項)

第22条 お客様は本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。本条に違反した場合は、12条1項(4)号の規定により契約を解除するものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外の利用目的で本サービスを利用する行為。システムズおよびその他の第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。
- (2) 本サービスを通じて提供される情報を改ざん、複製、送信する行為。
- (3) 第三者の人権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (4) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (5) 犯罪的行為、不法行為、またはそのおそれのある行為。
- (6) 本サービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為。
- (7) 第三者に本サービス及び本サービスを通じて提供される情報を利用させる行為。但し、次の要件を満たす場合は、第三者の利用を承諾するものとする。
(ア) 第三者の利用方法・内容をシステムズへ届出後、その方法・内容をシステムズが承諾した場合。
(イ) お客様と第三者の間に生じた賠償等の諸問題(本規約第18条に規定する事項を含む)についてはシステムズは責任を一切負わないものとする。
- (8) システムズの承諾なく本サービスを通じ又は本サービスに関連して営利を目的とする活動を行なう行為。
- (9) コンピュータウイルス等有害なプログラムを本サービスに関連して使用、若しくは提供する行為。
- (10) その他、システムズが不適切と判断する行為。

(お客様の個人情報)

第23条 システムズは以下の行為以外には、お客様の同意を得ることなくお客様の個人情報を第三者に提供・開示いたしません。なお、個人情報の取り扱いに関しては、システムズの公式ホームページ上のプライバシーポリシー(<http://www.docomo-sys.co.jp/privacy/privacypolicy.html>)をご参照ください。

- (1) 法律の定めないし法律手続きにより開示が必要とされる場合。
- (2) システムズの権利または財産を保護するために必要な場合。
- (3) お客様または公共の安全を守る為に必要とされる緊急事態の場合。
- (4) システムズが本サービスの維持のための合理的事由により必要と判断する場合。

(統計情報の利用)

第24条 1. システムズは、本サービスの提供のためにシステムズのサーバへ通知され利用データをシステムズのサーバに蓄積し、お客様、位置情報対象者、位置情報端末等が識別できないよう統計的な情報(以下「統計情報」といいます)に加工処理したうえで、次に定める目的で利用することがあります。

- (1) 本サービスの各機能の有効性評価および機能改善その他本サービスの品質向上のため
 - (2) 本サービスのご利用状況の計測・対応のため
 - (3) 本サービスの障害・不具合時の調査・対応のため
 - (4) 本サービスに関する技術を活用し、本サービス以外のシステムズが提供するソフトウェア、サービス等の開発・機能改善および品質向上のため
 - (5) 新サービスの開発、マーケティング活動を目的とした、統計調査・分析をするため
2. システムズは、前項に定める目的のために第三者に統計情報を開示することができるものとします。

(システムズの関連会社への委託)

第25条 利用契約に定めるシステムズの業務の全部または一部をシステムズの責任においてシステムズの関連会社等に委託できるものとします。

(支払証明書等の発行)

第26条 1. システムズは、お客様から請求があったときは、本サービス(修理工金等含みます)に関する債務が既に支払われた旨の証明書(以下「支払証明書」といいます)を発行します。なお、この支払証明書の発行を受けたお客様は、別に定める料金表及び料金規定に従って支払を要します。
2. システムズは、お客様から請求があったときは、加算額の内訳を記録している内訳明細書(以下「加算額明細書」といいます)を発行します。なお、この加算額明細書の発行を受けたお客様は、別に定める料金表及び料金規定に従って支払を要します。

制定日 平成13年6月1日(平成25年5月8日改定)

docoですcar サービス料金規定

(本サービスの料金規定)

ドコモ・システムズ株式会社（以下、「システムズ」といいます。）は、docoですcar（以下「本サービス」といいます。）利用料金の支払に関し、以下の通り定めます。

1. 料金の額

システムズが提供する本サービスの利用料金は、別に定める料金表及び、ユニバーサルサービス料とします。

2. 利用料金の算定に関する取り決め

- サービスの利用料金は、毎月月末を締め日とし、毎月1日から当月末日までの1ヶ月単位に算定します。なお、システムズが発送する位置情報端末の発送日が暦月の途中である場合、その翌暦月の初日から起算するものとします。
- 利用契約を解約した月の料金は、1ヶ月間当該サービスの提供があったものとし、日割り計算はいたしません。
- 「docoですcarサービス利用規約」（以下「利用規約」といいます。）第13条（本サービス提供の中止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における停止期間中の料金については、当該サービスの提供があったものとして取扱います。
- 料金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てて計算します。
- 消費税は、本サービスの別に定める料金等の額に消費税率（料金発生時に有効な消費税法に基づく料率とします）を乗じた額とします。
- ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった時は、料金額を見直します。また、料金額が変更になった際は、事前にホームページ上の料金表やTOPICS欄、請求書等でお知らせするものとします。

3. 料金の支払方法

本サービスの利用料金等のお支払は、次の2種類の内、お客様が選択した方法によるものとします。

(1) 「口座振替」によるお支払

システムズが別途指定する集金代行業者を通じ、お客様が指定する預金口座から自動引落するものとします。

口座振替をご希望の方は、申込みの際に、「口座振替依頼書」をご記入ください。自動振替日時等に関しては、「口座振替依頼書」に定めます。また、引落日はシステムズの都合により予告なく変更する場合があります。また、口座振替による支払については、別途する口座振替に関する規定を確認の上依頼するものとします。

(2) 「請求書払い」によるお支払

毎月5日前後に請求書を送付致しますので、月末までに指定口座に振込むものとします。なお、振込手数料等はお客様のご負担となります。

(3) 修理代金、支払証明書など付帯サービスに係る料金の支払は、お客様が選択した支払方法に加算して行なうものとします。

4. 支払の遅滞

利用料金の支払が遅延した場合は、以下の通りとします。

(1) 口座自動振替をご利用の場合

集金代行業者からの引落結果により、お支払が確認できなかった場合は、お客様は直ちに未払いの利用料金をシステムズの指定する方法によってお支払いいただけます。お客様がシステムズに届け出た連絡先への連絡が取れない場合または指定日までに入金を確認されなかった場合は、システムズは利用規約第14条（本サービス提供の一時停止）の規定により本サービスの提供を一時停止します。また、本サービスの提供停止後、システムズが利用規約第12条（システムズが行なう契約の解約）第2項の規定により利用契約を解約した場合、支払が遅延している利用料金が完済されない限り、本サービスの再利用はできないものとします。

(2) 請求書払いをご利用の場合

指定振込日までにお振込が確認できなかった場合は、システムズは直ちにお客様に督促をいたします。お客様がシステムズに届け出た連絡先への連絡がとれない場合または指定日までに入金を確認されなかった場合は、システムズは利用規約第14条（本サービス提供の一時停止）の規定により本サービスの提供を一時停止します。また、本サービスの提供停止後、システムズが利用規約第12条（システムズが行なう契約の解約）第2項の規定により利用契約を解約した場合、支払が遅延している利用料金が完済されない限り、本サービスの再利用はできないものとします。

(3) 延滞利息

いずれの場合においても、利用料金について支払遅滞があった場合お客様は、支払期日の翌日から起算して支払日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算した額を、延滞損害金として支払うこととします。

5. 解約金

契約期間中にお客様の都合により解約を行う場合は、以下のとおり解約金が発生いたします。

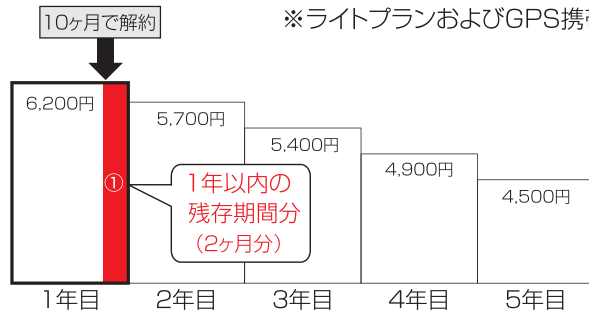
- お客様は、利用契約を解約しようとするときは、所定の書面をシステムズに送付していただけます。契約解約日は、原則、お客様が当該書面上で指定した解約希望日とし（ただし、契約解約日の変更が必要となる場合は、システムズからお客様へ通知させていただきます。）、お客様は、契約解約後、システムズの指示に従い位置情報端末等をシステムズに返還するものとします。
- お客様が申込みされた契約期間を満了する前に利用契約を解約する場合は、課金開始日から契約解約日の属する契約年度終了までの期間を1年契約にて契約した場合のご利用料金総額相当額と既にお支払いいただいた月額ご利用料金総額との差額を、解約金としてご請求させていただきます。ただし、3か月契約にてご契約いただいたお客様が、契約期間満了前に解約する場合は、契約解約日翌月から契約期間満了までのご利用料金総額相当額を解約金とし、また、5年契約にてご契約いただいたお客様が、課金開始日から3年経過後に解約する場合は、課金開始日から契約解約日の属する契約年度終了までの期間を3年契約にて契約した場合のご利用料金総額相当額と既にお支払いいただいた月額ご利用料金総額の差額を、解約金とさせていただきます。
- 前項の規定にかかわらず、利用契約が利用規約第8条第2項により自動更新された後、当該更新後の契約期間満了前に利用契約を解約する場合は、契約解約日から当該契約期間満了時までのご利用料金相当額を解約金としてご請求させていただきます。なお、自動更新後の契約期間が1ヶ月の場合においては、第2条（2）号の規定に基づき、当該1か月分のご利用料金を請求させていただきます。
- お客様が申込みされた契約期間または自動更新後の契約期間が満了する前に利用契約を解約する場合、解約金とは別に、位置情報端末1台につき3,000円（税別）の解約事務手数料をお支払いいただけます。
- 位置情報端末をお買上によりご契約いただいた場合、解約事務手続き終了後、位置情報端末をお客様に返送いたします。

制定日 平成13年6月1日(平成25年5月8日改定)

途中解約に伴う解約金の計算例

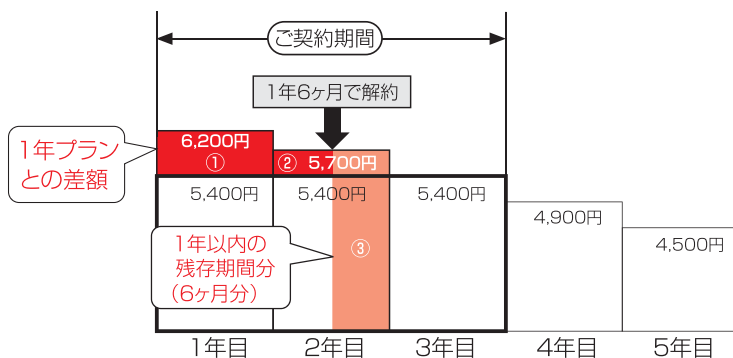
(例1) 車載端末レンタル標準プランの1年契約を10ヶ月で解約される場合

※ライトプランおよびGPS携帯電話、スマートフォンの1年契約でも同様の計算方式となります。



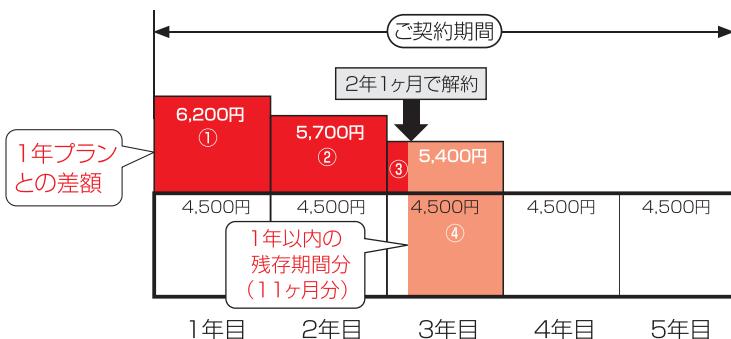
■ 解約金(1台につき)		(税別)	
①	6,200円×2ヵ月+	12,400円	(非課税)
	解約事務手数料	3,000円	(課税)
合計		15,400円	

(例2) 車載端末レンタル標準プランの3年契約を1年6ヶ月で解約される場合



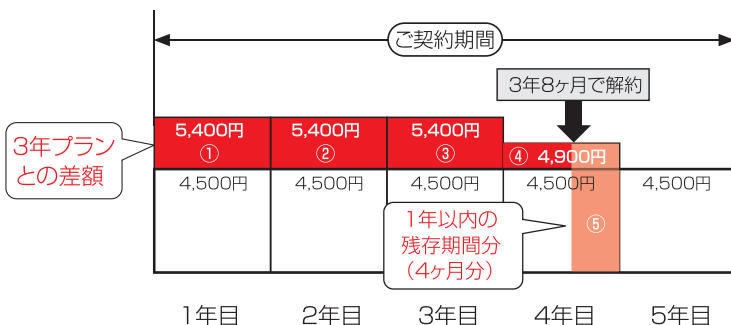
■ 解約金(1台につき)		(税別)	
①	(6,200円-5,400円)×12ヵ月+	9,600円	(課税)
②	(5,700円-5,400円)×6ヵ月+	1,800円	(課税)
③	5,700円×6ヵ月+	34,200円	(非課税)
	解約事務手数料	3,000円	(課税)
合計		48,600円	

(例3) 車載端末レンタル標準プランの5年契約を2年1ヶ月で解約される場合



■ 解約金(1台につき)		(税別)	
①	(6,200円-4,500円)×12ヵ月+	20,400円	(課税)
②	(5,700円-4,500円)×12ヵ月+	14,400円	(課税)
③	(5,400円-4,500円)×1ヵ月+	900円	(課税)
④	5,400円×11ヵ月+	59,400円	(非課税)
	解約事務手数料	3,000円	(課税)
合計		98,100円	

(例4) 車載端末レンタル標準プランの5年契約を3年8ヶ月で解約される場合



■ 解約金(1台につき)		(税別)	
①	(5,400円-4,500円)×12ヵ月+	10,800円	(課税)
②	(5,400円-4,500円)×12ヵ月+	10,800円	(課税)
③	(5,400円-4,500円)×12ヵ月+	10,800円	(課税)
④	(4,900円-4,500円)×8ヵ月+	3,200円	(課税)
⑤	4,900円×4ヵ月+	19,600円	(非課税)
	解約事務手数料	3,000円	(課税)
合計		58,200円	

(例5) 車載端末レンタル標準プランの3ヶ月契約を1ヶ月で解約される場合

※GPS携帯電話の3ヶ月契約でも同様の計算方式となります。

■ 解約金(1台につき)		(税別)	
	7,800円×2ヵ月+	15,600円	(非課税)
	解約事務手数料	3,000円	(課税)
合計		18,600円	

※上記違約金には、別途消費税がかかるもの(課税)とかけられないもの(非課税)があります。ご不明な点はお問い合わせください。